

## 教員養成に関する最近の動向及び今後の初等教育課程のあり方

出口 憲

要旨：最近の教員養成に関する動向は目まぐるしいものがある。本学においても再課程認定が行われ、多くの教職員が対応に迫られることとなった。再課程認定が行われたのは教育職員免許法及び同施行規則が改正されたことによるのだが、中央教育審議会教員養成部会等の答申や、文部科学省が平成26～28年度まで行った「総合的な教師力向上のための調査研究事業」、及び平成29年度から継続中の「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の成果の多くが反映されていることが見逃せない。そこで、教員養成に関する最近の動向で注目すべきものとして、教育職員免許法及び同施行規則の変更点を取り上げながら、今後の初等教育課程のあり方について論じたい。

キーワード：中教審，教員養成，コアカリキュラム

### 1. はじめに

最近の教員養成を巡る動向は目まぐるしいものがある。特に、子ども数の減少が明らかとなりつつある中で、公立学校の規模や数が減少していくことは間違いない。当然、それに合わせて、国立大学の教員養成系学部は統合や縮小を余儀なくされつつある。

翻って、私立大学の教員養成系学部はどういう状況であるかという点、かつて「教員養成を主とする学科」のみに認められていた小学校教員養成が、団塊の世代教員の大量退職を受ける形で大幅に緩和された結果、多くの大学で小学校教員一種免許状（以下、小学校免許とする）を取得できるようになった。静岡県内は、静岡大学、浜松学院大学及び本学の3大学のみが小学校免許を取得できるが、近隣の愛知県では小学校免許を取得できる大学が16を数えるようになり大幅に増加した【文部科学省, 2019】。

その結果、子ども数の減少が続いているにも関わらず、教員養成系学部の免許取得者が増え続けており、教員の質確保が課題となってきた。そこで、教育公務員特例法、教育職員免許法（以下、教員免許法とする）が改正されることとなった。今回の教員免許法の改正点をまとめると、以下の3点である。

1. 小学校における外国語の教科化
2. 「教科及び教職に関する科目」の大括り化
3. 教職員支援機構への事務移管

最初の2つが教員養成学部に関係するものであるが、教育公務員特例法も大学にとって無関係ではないので簡単に触れておく。教育公務員特例法の改正により、教育委員会（採用・育成）、校長（育成）、大学（養成）の三者による「協議会」の設置が求められており、この協議会により教員の養成・採用・育成が一体化することになる。つまり、大学は教員養成のみを担当するのではなく、今後は採用・育成とも無関係でなくなり、教育委員会や学校長と協力しながら教員の資質向上にあたらなければならない。このように、教員養成

に関わる大学の役割が大きく変化したことに注意が必要である。

## 2. 教員養成に関する最近の動向

教員免許法と同施行規則により、教員免許取得に必要な科目区分や単位数が定められている。これらの改正により教職課程の再課程認定が行われたわけだが、どのような意味があるのかを述べたい。

平成 30 年度までの教員免許取得に必要な科目区分は以下のような構造となっていた。なお、単位数はいずれも一種免許状の場合である。

教科に関する科目（小 8 単位，中・高 20 単位）

大学レベルの学問的・専門的内容

教職に関する科目（小 41 単位，中 31 単位，高 23 単位）

児童生徒への指導法等

教科または教職に関する科目（小 10 単位，中 8 単位，高 16 単位）

「教科に関する科目」「教職に関する科目」の余剰，大学が別に設定した科目

平成 31 年度からの教員免許取得に必要な科目区分は「教科及び教職に関する科目」として大括り化され，以下のように，内容がより詳細なものへと変更された。

教科及び教職に関する科目（59 単位）

教科及び教科の指導法に関する科目（小 30 単位，中 28 単位，高 24 単位）

教科に関する専門的事項

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

教育の基礎的理解に関する科目（小・中・高 10 単位）

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）

教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解

教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

道徳，総合的な学習の時間等の指導法，及び生徒指導，教育相談等に関する科目（小中 10 単位，高 8 単位）

道徳の理論及び指導法（※高校はない）

総合的な学習の時間の指導法

特別活動の指導法

教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

生徒指導の理論及び方法

教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

## 教員養成に関する最近の動向及び今後の初等教育課程のあり方

進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

教育実践に関する科目（小・中 7 単位，高 5 単位）

教育実習（学校体験活動を含むことができる。）

教職実践演習

大学が独自に設定する科目（小 2 単位，中 4 単位，高 12 単位）

具体的に今までと何が異なるのかを，本学初等教育課程の中学校（理科）免許科目との対応により，「教科及び教科の指導法に関する科目」の部分を見てみることにする。今まで本学初等教育課程で「専攻科目」と称していたものと，その「教科教育」が同一区分となった。すなわち，「物理学」「物理学実験」「化学」「化学実験」「生物学」「生物学実験」「地学」「地学実験」の「教科の専門的事項に関する科目」に加えて，「教科の指導法」科目である「理科教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」が加わった。文科省からの課程認定の Q&A や事前説明で示されているように，「教科の専門的事項と教科の指導法の融合科目を置けるようにした」ということが理由であるが，将来的に「融合科目を置くことが望ましい」，あるいは「置かなければならない」ことになるのではないかと考えられる。

そのように考える理由を述べたい。以下に示すのは，中教審の平成 18 年 7 月 11 日の答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の「教職課程の質的水準の向上」【文部科学省，2006】に部分に含まれる文章である。

教員養成については，これまで，課程認定大学の一部の担当教員のみが教員養成に携わり，特に教科に関する科目の担当教員の教員養成に対する意識が低いなど，全学的な指導体制の構築という点で，課題が少なくなかった。今後は，すべての教員が教員養成に携わっているという自覚を持ち，各大学の教員養成に対する理念や基本方針に基づき指導を行うことにより，大学全体としての組織的な指導体制を構築することが重要である。

下線部は著者が目立つように引いたものであるが，この部分を見ると「大学教員に教員養成課程の授業を担当しているという意識が欠落している」という認識を中教審の委員が持っていたことが読み取れる。教育学部は分野の異なる教員が集まって構成されており，そのため，ミニ文学部，ミニ理学部，ミニ芸術学部などと揶揄する話もあり，「教科に関する科目」の担当教員が教育より研究を重視する傾向があることも事実であろう<sup>1</sup>。実際，著者自身は「教科に関する科目」を担当しているが，答申の指摘は耳が痛いと感じる。さらに，この答申では，教職実践演習の開設，教職大学院の設置，教員免許更新制の導入なども盛り込まれており，この答申が現在の教員養成の状況に決定的な役割を果たしたことがわかる。

---

<sup>1</sup> これについては，かつて本学にいたある先生から以下のような話を聞いた。以前の中高教員養成課程は，「教科に関する科目」に相当する科目を 40 単位取得することになっているのに対し，「教職に関する科目」は単位数が少なかった。よって，「教職に関する科目」を担当する教員は授業も少なく，その立場も弱いものであったといえる。そのため，答申にあるように教員養成が正常に行われていないという指摘が学校現場から数多くあり，「教科に関する科目」は 20 単位に縮小，一方，「教職に関する科目」が増加することとなった。要するに，教職科目の逆襲である。

### 3. 今後の初等教育課程のあり方

もしも、「教科に関する専門的事項と教科の指導法の融合科目」を置かなければならない事態が生じたとき、この授業のあり方として、

1. 「教科に関する専門的事項」を担当する教員が、「教科の指導法」に関する研究業績を積み、授業を担当する。
2. 「教科に関する専門的事項」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員がオムニバスやチームティーチングで授業を担当する。
3. 「教科の指導法」を担当する教員が「教科に関する専門的事項」に関する研究業績を積み、授業を担当する。

上記の中で、どれが望ましいかは一概に言えないが、おそらく、1・2番目のものが望まれているのではないかと推測される。その理由として、前述の答申にある「教科に関する専門的事項」を担当する大学教員に対する意識改革が挙げられる。もう一つは、教職課程担当教員に Ed.D. (Doctor of Education のことで、Ph.D.に相当) 学位を取得させる動きがあることである [国立大学協会, 2018]。実際、広島大学大学院教育学研究科博士後期課程に「教職課程担当教員養成プログラム」というものがある。もちろん、国立大学と私立大学では置かれている状況は同じではないが、このような動きがあることも注目しておくべきである。

### 4. おわりに

最近の教員養成の動向を見ていくと、様々な改革が一体的に進んでいることを実感できる。例えば、文部科学省の「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」に基づく委託研究として、平成 29 年度に広島大学と静岡大学から「小学校教科コアカリキュラム」<sup>2</sup>が報告されている。さらに、平成 30 年度の委託研究では、東京学芸大学と広島大学が「中・高教科コアカリキュラム」の作成を行っていることがわかる。来年度になれば、どのような内容か判明すると推測されるが、コアカリキュラムで示される到達目標を達成できる「シラバス」(当然、対応する研究業績も求められる)と「コアカリキュラム対応チェック表」の提出を数年以内に求められるであろう。よって、今後も教員養成の動向に注意を払う必要がある。

### 参考文献

- 国立大学協会. (2018 年 3 月 23 日). 教員の養成及び研修に果たす国立大学の使命とその将来設計の方向性. 参照先: 国立大学協会: [https://www.janu.jp/news/files/20180323\\_TE-TT\\_report2.pdf](https://www.janu.jp/news/files/20180323_TE-TT_report2.pdf)
- 文部科学省. (2006 年 7 月 11 日). 教職課程の質的水準の向上. 参照先: 今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申): [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm)
- 文部科学省. (2019 年 3 月 6 日閲覧). 小学校教員の免許資格を取得することのできる大学. 参照先: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/1287044.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/1287044.htm)

---

<sup>2</sup> 2018 年 1 月 20 日に広島大学にて開催された「教科教育モデルコアカリキュラムの策定事業報告会」に初等教育課程の各専攻より 5 名の教員 (大川, 濱川, 笛木, 出口, 田代) が参加した。